

その一時金、

企業年金
「ポータビリティ
制度」
の案内



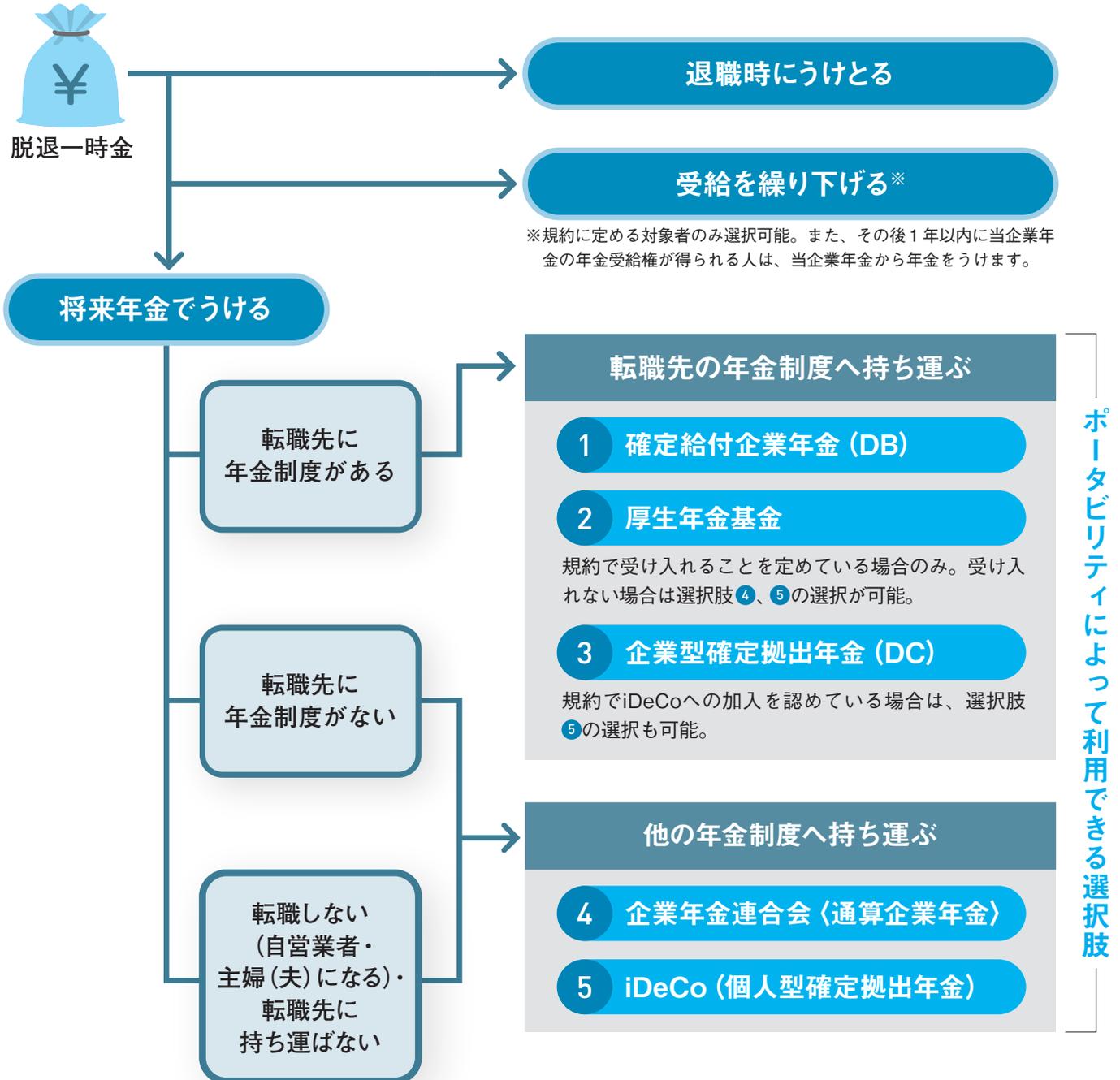
将来の年金に
つなげることが
できます!!

当企業年金では、加入者の将来の年金給付に向け積み立てを行っています。年金受給開始前に退職した場合は、それまで積み立てた年金原資を「脱退一時金」で受けとることになります。しかし、この脱退一時金をほかの年金制度に持ち運ぶことで、将来、年金でうけることもできます。このしくみを「ポータビリティ制度」といいます。

ポータビリティ制度とは？

- 脱退一時金を将来年金でうけるには、転職先などの年金制度へ脱退一時金を持ち運びます。これまでの加入期間と新たに加入する年金制度の加入期間を通算して、将来その年金制度から年金をうけます。
- 脱退一時金を持ち運ぶ先は、転職先の企業年金制度、企業年金連合会またはiDeCo（個人型確定拠出年金）となります。ただし、退職後の状況や企業年金制度の規約によって選択肢が変わります。

■ 脱退一時金のうけとり方法



！ うけとり方法の選択には期限があります

加入者資格の喪失日（退職日の翌日）から数えて1年が当企業年金に申し出てください期限となります。この間にうけとり方法を決めていただく必要がありますので、ご注意ください。

ポータビリティで利用できる制度のあらまし

- 転職先の企業年金制度（①DB、②厚生年金基金、③企業型DC）の制度概要・給付設計等は転職先で確認します。企業年金連合会、国民年金基金連合会が運営する制度の概要は下表のとおりです。

制度	内容								
<p>④ 企業年金連合会 〈通算企業年金〉</p> <p>※厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金全体の年金通算センターとしての役割を担っています。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">!</div> <p>利回りは、連合会に資産を移したときの年齢で異なるので、ご注意ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 転職先が未定の場合に限らず、脱退一時金を移すことができます。 ● 企業年金連合会所定の事務費がかかります（資産を移す際に脱退一時金額から控除されます）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $事務費(上限34,100円) = 定額事務費(1,100円) + 定率事務費(上限33,000円)$ </div> ● 将来うける年金給付は、企業年金連合会の通算企業年金となります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 特徴 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則65歳受給開始で、終身うけられる ・ 一時金の選択や死亡した場合の遺族給付は80歳まで保証される <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> ■ 年金額を算定する際の予定利率 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td>1.50%</td> <td>55歳以上65歳未満</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>45歳以上55歳未満</td> <td>1.25%</td> <td>65歳以上</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 詳細につきましては、企業年金連合会にお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階</p> <p>☎0570-02-2666 (PHS・IP電話からは03-5777-2666)</p> <p>URL : https://www.pfa.or.jp/</p> </div>	45歳未満	1.50%	55歳以上65歳未満	1.00%	45歳以上55歳未満	1.25%	65歳以上	0.50%
45歳未満	1.50%	55歳以上65歳未満	1.00%						
45歳以上55歳未満	1.25%	65歳以上	0.50%						
<p>⑤ iDeCo 〈個人型確定拠出年金〉 国民年金基金連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● iDeCoは、原則、公的年金制度のすべての被保険者が加入できるため、転職先が未定の場合に限らず、脱退一時金を移すことができます。 ● ただし、転職先に企業型DCがある場合は、規約でiDeCoに加入できる旨を定めている場合に限られます。 ● 確定拠出制度であるため、決まった掛金を加入者自身で運用指図を行います。将来の給付水準は、その運用実績に応じて決まります。 ● 国民年金基金連合会所定の事務費がかかります（資産を移す際に、脱退一時金から控除されます）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 管理手数料:2,777円(1回のみ) 事務手数料:月額103円 </div> <p>● 実際には、運営管理機関を選択したうえで資産を移す手順を行います。詳細は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〒106-0032 東京都港区六本木6-1-21</p> <p>☎0570-086-105 (050で始まる電話でかける場合は03-6731-9898)</p> <p>URL : https://www.ideco-koushiki.jp/</p> </div>								

一時金・年金をうけるときにかかる税金

脱退一時金でうけとる場合は、退職所得控除が適用されます

- 脱退一時金は、税法上の「退職所得」となり所得税が課税されます。所得税額は、一時金額から退職所得控除額を差し引いたうえで税率をかけて算出し、支給時に源泉徴収されます（さらに、復興特別所得税分2.1%がかかります）。
- 退職所得控除は勤続年数が長いほど控除額が大きくなります。また、退職所得の場合、原則、後で確定申告をする必要はありません。
- 請求手続をするときに「退職所得の受給に関する申告書」の提出が必要です。提出がないと、一律20.42%の税額が徴収されてしまいます。その際は確定申告で精算することになります。

脱退一時金から源泉徴収される所得税額

$$[\text{退職所得} \{ (\text{一時金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \} \times \text{税率} - \text{控除額}] \times 1.021 \text{ (復興特別所得税分)}$$

退職所得控除額の算出方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

退職所得にかかる税率と控除額

退職所得	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

年金でうける場合には公的年金等控除が適用されます

- 年金は、税法上の「雑所得」となり所得税が課税されます。所得税額は、支給する年金額に7.5%をかけて算出し、支給時に源泉徴収します（さらに、復興特別所得税分2.1%がかかります）。
- 年金にかかる税金については、最終的に確定申告をして過不足を調整します。

年金額から源泉徴収される所得税額

$$\text{企業年金から支給される年金額} \times 7.5\% \times 1.021 \text{ (復興特別所得税分)}$$

※脱退一時金に自身の掛金負担による本人拠出相当額が含まれる場合、退職時に脱退一時金でうけとる場合は非課税扱いですが、厚生年金基金や確定拠出年金に移した場合は、事業主拠出とみなされるため、将来の給付時に課税対象となります。